水戸市と株式会社セブン - イレブン・ジャパン及び株式会社ヨークベニマルと の包括連携協力に関する協定書

水戸市(以下「甲」という。),株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)及び株式会社ヨークベニマル(以下「丙」という。)は,次の条項により協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙及び丙との相互の連携及び協力により、それぞれの人的・ 物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携協力する事項)

- 第2条 甲と乙及び丙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。
- (1) 安全・安心な暮らしに関すること。
- (2) 市産品のブランド振興、地産地消に関すること。
- (3) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (4) 子ども・青少年育成に関すること。
- (5) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (6) 環境対策・リサイクルに関すること。
- (7) 情報発信に関すること。
- (8) 交通の利便性向上に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、甲、乙及び丙協議の上、別に定めるものとする。

(守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を、他の当事者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示、漏えいしてはならない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。 ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲、乙及び丙が何らの申出を しないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。 (その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲、 乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月15日

- 甲 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市 水戸市長 高橋 靖
- 工 東京都千代田区二番町8番地8株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹
- 丙 福島県郡山市朝日2丁目18番2号 株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 真船 幸夫